

岐阜県公報

目次

告示

保安林の指定

(岐阜県農林事務所)

ページ

号外(一) 平成二十五年 五月十八日

告示

岐阜県告示第二百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十五年五月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

山県市神崎字水タロ一八三三、一八三八の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

魚つき

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県岐阜農林事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十五年五月十八日

平成二十五年五月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社